

カリキュラム検討委員会規約

(設置)

第1条 教務委員会規約第9条1に基づき、中部大学工学部都市建設工学科（以下「本学科」と称する）にカリキュラム検討委員会（以下「本委員会」と称する）を置く。

(職務ならびに目的)

第2条 本委員会は、他の2検討委員会（教育支援検討委員会ならびにFD検討委員会）とともに教育プログラムの評価・点検に関して密な連携を取りながら、本学科における学習・教育目標を達成するためのカリキュラムを点検・評価するとともに、各授業科目に対する目標達成度と授業評価のアンケートを取りまとめ、教育手段の改善と学習・教育目標の達成度を評価し、更なる教育の改善事項を検討することを目的とする。本委員会での決定事項は教務委員会での協議（または教務委員会委員長への報告・承認）を経た後、学科会議へ付議する。

(組織)

第3条 本委員会は、JABEE担当教員1名およびカリキュラムの専門分野を構成する6分野からの代表教員6名をもって組織する。

第4条 本委員会に世話役を置く。世話役は、本委員会から1名互選する。

2 世話役に事故があるときは、あらかじめ世話役が決めた委員が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第6条 世話役は、本委員会を招集し、その議長となる。

2 本委員会が必要と認めたときは、本委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議内容)

第7条 学習・教育目標を達成するためのカリキュラムの点検および改善事項の検討

2 「学習目標達成度評価票」、「評価項目自己評価票」、ならびに「授業評価に関するアンケート調査票」の分析と検討

3 教育効果を高めるための教育手段の改善事項に関する検討

4 学科内の教員間情報交換ネットワークの整備ならびにそれによる教育内容の検討

(委員会の開催)

第8条 本委員会は、他の2検討委員会（教育支援検討委員会ならびにFD検討委員会）の活動、あるいは都市建設工学科の活動に配慮した上で、必要に応じて開催する。

(情報の公開)

第9条 本委員会の議事の内容に関しては各回の議事録を作成し、これを保存するとともに、要請があれば開示する。

(雑則)

第10条 本規約を定めるほか、本委員会の運営に関して必要な事項があれば、これを別に定める。

(付則) 本規約は、平成18年4月5日から施行する。

2 本規約の改正は、学科会議の議を経るものとする。